

行旅死亡人の取扱について

行旅病人及行旅死亡人取扱法第9条の規定により告示する。

令和8年5月25日

船橋市長 松戸 徹



記

1. 本籍・住所 不詳
2. 氏 名 不詳
3. 年 齢 不詳
4. 性 別 不詳
5. 身 長 不詳
6. 特 徴 完全白骨化し、一部骨が欠損する死体
7. 死亡日時 不詳（発見日 令和8年4月3日）
8. 死亡場所 不詳（発見場所 千葉県船橋市印内3丁目6番の土中
※平成11年まで墓地として運用されていた場所）
9. 告示期間 令和8年5月25日～令和8年6月25日

身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は当市で保管してあります。心当たりの方は、船橋市地域福祉課まで申し出てください。